

営繕工事における
入札時積算数量書活用方式運用マニュアル

令和3年7月

長崎県土木部建築課・営繕課

はじめに

営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル（以下「本運用マニュアル」という。）は、長崎県土木部営繕課及び関係地方機関発注の営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行に関し、発注者及び受注者間における積算数量の確認方法、協議等について円滑な運用がなされるよう手引きとして整理したものである。

引用通達等

- ・ 営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領の一部改定について（令和3年6月21日付け R03-08060-00815号）

本運用マニュアルにおいて、下記の二重線による箱書きに本文を引用している。

--

- ・ 営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行に係る運用について（令和3年6月10日付け R03-08060-00772号）

本運用マニュアルにおいて、下記の実線による箱書きに本文を引用している。

--

1. 目的

1. 目的

入札時積算数量書活用方式は、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式である。その試行に必要な事項を定めるものとする。

本方式の実施の目的は、大きく以下の3点が挙げられる。

- ・ 契約後に発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者間における協議を円滑に行うことができる。
- ・ 協議の結果、必要に応じて数量変更を行うことで、適正な請負代金額となり、契約の適正化に資するとともに営繕工事の品質確保につながる。
- ・ 発注者の積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による発注者積算数量の活用が促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

2. 用語の定義

2. 用語の定義

この要領において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「数量基準」とは、長崎県公共建築工事積算基準 第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) 「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、積算基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) 「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量書として、長崎県公共建築工事積算基準第4に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面をいう。
- (4) 「工事費内訳書」とは、工事費内訳書取扱要領（最終改正：令和3年3月2日付け2建企第617号）に基づき、第1回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

なお、工事費内訳書に添付する範囲は種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する部分とする。

「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」は、予定価格のもととなる工事費の算定の基本となる数量に関し、その計測、計算、区分の方法を規定したものである。

なお、「入札時積算数量書別紙明細」の定義は、「8. 入札時積算数量書別紙明細の公開等」の「(1) 入札時積算数量書別紙明細について」による。

3. 対象工事

3. 対象工事

試行工事は、長崎県土木部営繕課及び関係地方機関が競争入札に付する建築一式工事で設計金額2千万円以上及び電気設備、機械設備工事で設計金額1千5百万円以上の営繕工事に適用する。

ただし、外壁改修工事や防水改修工事等専門工事は対象外とする。

本方式は、一般競争入札及び指名競争入札に付する下記の営繕工事に適用する。
なお、随意契約及び設計・施工一括発注方式のような設計を含む事業は適用外とする。

- ・ 設計金額2千万円以上の建築一式工事（ただし、外壁改修工事・防水改修工事等専門工事は対象外）
- ・ 設計金額1千5百万円以上の電気設備、機械設備工事

4. 対象工事である旨の明示等

4. 対象工事である旨の明示等

(1) 本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「入札説明書等」という。）への記載により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書
- ② 指名競争入札の場合：入札執行通知書及び入札説明書

(2) (1) の記載は、別記1の記載例によるものとする。

(別記1) 入札説明書等における記載例

(別記1) 入札説明書等における記載例

1. 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

競争入札に付する営繕工事について、入札説明書等で入札時積算数量書活用方式の試行工事であることを明示する。

5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量どおりの施工（履行）を求めるための「契約数量」にはならない。よって入札時積算数量書にある数量の施工確認・検査は行わない。

また、入札参加者に入札時積算数量書の活用を義務づけるものではないため、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはない。

(2) 入札時積算数量書に対する質問及び回答

入札参加者は、入札時積算数量書に記載された内容について質問することができる。この場合における質問及び回答は、入札説明書等に対する質問として行うものとする。なお、受注者は、当該質問の有無にかかわらず、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求めることができることに留意するものとする。

(別記1) 入札説明書等における記載例

(別記1) 入札説明書等における記載例

2. 入札説明書に対する質問

① この入札説明書（入札時積算数量書を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面により提出するものとする。

- ・ 提出期限：別途通知した調達案件概要の「入札説明書質問期限日時」による。
- ・ 提出先：営繕課長（地方機関の場合は工事担当課長）
- ・ 提出方法：電子入札システムにより「入札説明書に対する質問書（別紙①）」を提出すること。また、質問者は質問書を提出する前に連絡し、提出後においても必ず、着信確認をすること。なお、電子入札システムによる提出が困難な時は、質問者は事前に連絡を行い、書面で質問書を発注者に郵送で提出することができる。やむを得ない場合は、FAXも可とする。
- ・ 回答方法：電子入札システムにより回答する。（落札者は原本を受け取る。）

3. 工事費内訳書の提出

- ① 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- ② 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳（作成した場合）及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの摘要、数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）で、記載内容に不備がないものでなければならない。
- ③ 提出された工事費内訳書に細目別内訳の添付がない場合、その者の行った入札は無効とはしないが、添付されなかった細目別内訳の項目について入札時積算数量書活用方式に基づく積算数量の協議はできない。
なお、提出された工事費内訳書に種目別内訳、科目別内訳の添付がない場合は、入札を無効とする。
- ④ 提出された工事費内訳書は、1. ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

入札参加者は、入札手続き時に入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細に疑義が生じた場合には、質問受付期間中に質問することができる。発注者は、入札参加者から質問を受け付けた場合、確認の上回答する。

提出された工事費内訳書に細目別内訳の添付がないことで、その者の行った入札を無効にすることはないが、添付がなかった細目別内訳の項目については、入札時積算数量書活用方式に基づく積算数量の協議はできない。

提出された工事費内訳書に種目別内訳、科目別内訳の添付がない場合は、その者の行った入札を無効とする。

入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細の位置づけは下表となるため、その質問回答書も設計図書ではないことに留意するとともに、質問回答書も区別して作成するものとする。

	工事請負契約書第1条※ における設計図書	工事請負契約書第18 条の2における契約事項
「入札時積算数量書」及び 「質問回答書（入札時積算数量書に関するもの）」	該当しない	該当する
「入札時積算数量別紙明細」 及び「質問回答書（入札時積算数量別紙明細に関するもの）」	該当しない	該当しない

※ 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（５）積算数量に関する協議

- ① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。
ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。
ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除くものとする。
- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

受注者が積算数量に疑義が生じた場合の確認の請求は、協議を行う積算数量の部分に関する施工が終了するまでに行う。なお、受注者は、施工に先立ち、施工計画書の作成や材料調達のための発注の際に数量を算出・確認すると思われ、この段階で疑義数量の有無が判明すると考えられるので、受注者に対して早めの確認の請求を行うように呼びかけることも必要である。

協議を求めるにあたって、契約書第18条の2第1項に基づく受注者からの確認の請求においては、当該積算数量に対して疑義を生じるに至った根拠資料を提出してもらう。

また、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば協議が可能とする。

別添－1及び別添－2、3のフロー及び様式例を参考に協議を行う。

6. 対象工事の契約書

4. 対象工事である旨の明示等

(3) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、工事請負契約書（以下単に「契約書」という。）に別記2に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、契約書第25条に定めるところによるものとする。

(別記2) 契約書における記載例

(別記2) 契約書における記載例

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督職員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第25条に定めるところにより、該当変更を行うものとする。この場合における第25条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

入札時積算数量書の扱いについては、契約書に契約事項として、その位置付けを規定しており、入札時積算数量書の数量は、工事請負書第18条の2に基づく確認請求、協議、請負代金額の変更を行う場合の基となる。

7. 入札時積算数量書の公開項目等

- (1) 各工種における数量公開項目については、別添－４～別添－６「数量公開項目一覧」の「数量公開項目」の「数量書」を標準とする。
- (2) 入札時積算数量書に添付する入札時積算数量書説明書（表紙）は別添－７を参考とする。

8. 入札時積算数量書別紙明細の公開等

2. 入札時積算数量書別紙明細の公開等

(1) 入札時積算数量書別紙明細について

「入札時積算数量書別紙明細」とは、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む）。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す共通仮設費明細書、現場管理費明細書及び一般管理費等明細書を含むものとする。ただし、数量基準において数量算出の方法が規定されていないものは除くことができる。

(2) 入札時積算数量書別紙明細の公開

「入札時積算数量書別紙明細」は、全て公開するものとする。なお、原則として見積りを行うために必要な図面及び仕様書の交付に併せて公開するものとする。

(3) 入札時積算数量書別紙明細の取扱い

「入札時積算数量書別紙明細」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための参考資料であり、契約書第１条にいう設計図書及び１８条の２にいう入札時積算数量書ではない。

- (1) 「入札時積算数量書別紙明細」から除くことができるとしているものは、具体的に下記のものとする。

- A) 計画数量（任意仮設。ただし、参考図等により提示された場合は公開対象となる。）
- B) 計画数量（計画図等の違いにより数量が異なるもの）
- C) 製造業者及び専門工事業者等により数量が異なるもの
- D) 他の細目の数量により算定されるもの（スクラップ控除など）
- E) 労務費の類（施工費、接続費、搬入・裾付費など）
- F) 他の細目の金額で算出するもの（機械設備工事のスリーブ、形鋼振れ止め支持など）

- (2) 各工種における数量公開項目については、別添－４～別添－６「数量公開項目一覧」の「数量公開項目」の「別紙明細」を標準とする。

- (3) 工事費内訳書の提出において、入札時積算数量書別紙明細に対応した工事費内訳書の提出は義務としていない。
- (4) 入札時積算数量書別紙明細に添付する入札時積算数量書別紙明細説明書は別添一7を参考とする。

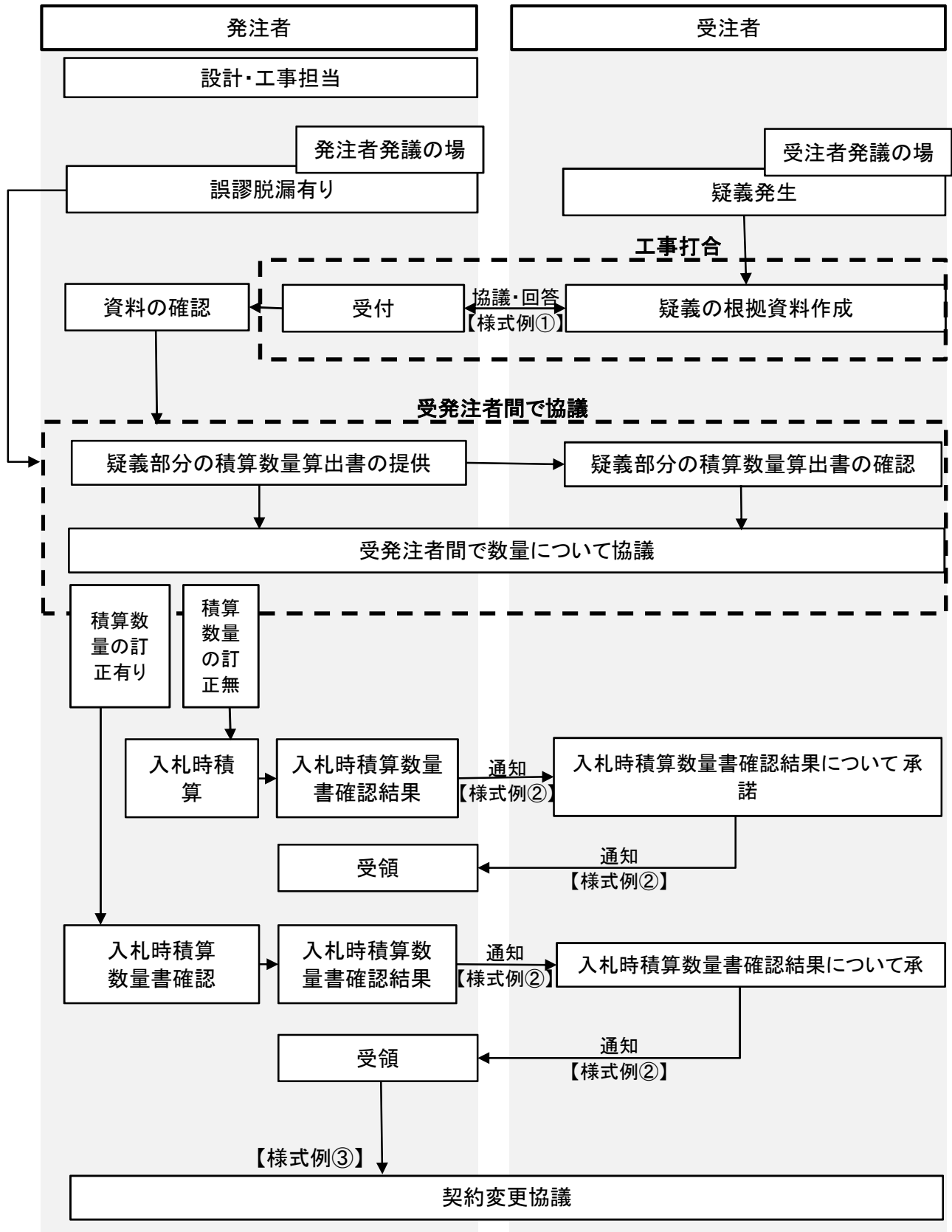
9. 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

1. 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

- (1) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、長崎県公共建築工事積算基準 第8（設計変更における工事費）の規定に準じるものとする。
- (2) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、長崎県公共建築工事共通費積算基準 3（7）、4（7）及び5（4）の規定に準じるものとする。
- (3) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、公共建築工事標準単価積算基準（平成19年2月15日付け国営計第145号）第1編5（設計変更時の取り扱い）の規定に準じるものとする。
- (4) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

入札時積算数量書の訂正は、設計変更ではないが、その工事費の積算は、設計変更における工事費の積算と同様に行うものとする。

入札時積算数量書活用方式に係る協議のフロー



様式例 ①-2

工事名： ○○○ 工事

入札時積算数量書協議一覧

NO	内 容	回答	協議対象としない理由
1	・ 鉄筋数量に疑義がある。	・ 協議対象とする。 ・ 協議対象としない。	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

様式例 ①-3

工事名： ○○○ 工事

入札時積算数量書協議数量

頁	科目	中科目	細目	摘要	当初		協議数量	
					数量	単位	数量	単位

※疑義に係る根拠資料は別途提出すること。

工事名: ○○○ 工事

入札時積算数量書確認結果

頁	科目	中科目	細目	摘要	当初		確認数量	
					数量	単位	数量	単位

変更契約予定: 第○回

変更理由書

- ・ 入札時積算数量の変更

工事請負契約書第18条の2第4項に基づく協議の結果、数量に差違が確認され、請負代金額変更の必要が生じたため。

(別添-4)

数量公開項目一覧 (建築工事 (新営))

※1 入札時積算数量書の数量公開項目
※2 入札時積算数量書別紙明細の数量公開項目

数量公開項目凡例
○ 入札時積算数量書又は入札時積算数量書別紙明細での数量公開項目
- 入札時積算数量書で「1式」として数量公開し、入札時積算数量書別紙明細はつけない

Table with 10 columns: 名称, 単位, 数量公開項目 (数量書※1, 別紙明細※2), 名称, 単位, 数量公開項目 (数量書※1, 別紙明細※2), 名称, 単位, 数量公開項目 (数量書※1, 別紙明細※2). Rows include categories like 直接仮設, 土工, 地業, 鉄筋, and 型枠.

(別添-5)

数量公開項目一覧(電気設備工事)

- 1 入札時積算数量書の数量公開項目
- 2 入札時積算数量書別紙明細の数量公開項目

数量公開項目凡例

- 入札時積算数量書又は入札時積算数量書別紙明細での数量公開項目
- 入札時積算数量書で「1」として数量公開し、入札時積算数量書別紙明細はつけない

名称	単位	数量公開項目		名称	単位	数量公開項目		名称	単位	数量公開項目	
		数量書 ¹	別紙明細 ²			数量書 ¹	別紙明細 ²			数量書 ¹	別紙明細 ²
共通工				電熱設備				構内情報通信網設備			
電線	1式		○	制御盤	面	○		機器収納架	台	○	
ケーブル	1式		○	開閉器箱	個	○		幹線用スイッチ	台	○	
バスダクト	m ² 巻	○		温度センサ	個	○		ルータ	台	○	
ライティングダクト	1式		○	陰電センサ	個	○		メディアコンバータ	台	○	
電線管	1式		○	水分センサ	個	○		ファイアーウォール	台	○	
金属線び	1式		○	発熱線等	1式	-		支線用スイッチ	台	○	
金属ダクト・トラフ	1式		○	機器間ケーブル工	1式	-		フロア用スイッチ	台	○	
ケーブルラック	1式		○					無線アクセスポイント	台	○	
ワイヤプロテクタ	1式		○	電保護設備				光成端箱	個	○	
ボックス類	1式		○	突針	基	○		ネットワーク管理装置	台	○	
支持材	1式	-		試験用接地端子箱	個	○		電源装置	台	○	
防火区画貫通処理等	1式		○	受電部(導線)	式		○	ソフトウェア	式	-	
接地工	1式		○	引上げ線	1式		○	情報用アウトレット	式		○
塗装工	1式		○	接続金物	1式		○	二重床用情報用アウトレット	式		○
基礎	1式	-		保護管	1式		○				
土工	1式		○	受変電設備				構内交換設備			
搬入費	1式	-		高圧引込盤	面	○		交換装置	台	○	
搬出費	1式	-		高圧受電盤	面	○		局線 継台	台	○	
施工費	1式	-		高圧き電盤	面	○		本配線盤	面	○	
据付費	1式	-		コンデンサ盤	面	○		電源装置	台	○	
試験調整費	1式	-		低圧配電盤	面	○		局線表示盤	面	○	
諸経費	1式	-		絶縁監視装置	面	○		料金課金装置	台	○	
立会検査	1式	-		変圧器	台	○		一般電話機	台	○	
運搬費	1式	-		高圧進相コンデンサ	台	○		多機能電話機	台	○	
直接仮設	1式		○	直列リアクトル	台	○		デジタルコードレス電機	台	○	
はつり工	1式	-		接地端子箱	個	○		端子盤	面	○	
取外し再取付け	1式		○	電力貯蔵設備				接地端子箱	面	○	
撤去	1式		○	直流電源				端子接続	1式	-	
発生材積込	m ³ t	○		整流装置	台	○		電話用アウトレット	式		○
発生材運搬	m ³ t	○		蓄電池収納盤	面	○		二重床用電話用アウトレット	式		○
発生材処分	m ³ t	○		蓄電池	1式		○				
仮設備	1式		○	交流無停電電源				情報表示設備			
墜落制止用器具	1式		○	UPS装置	台	○		マルチサイン			
				入出力分岐盤	面	○		情報表示盤	面	○	
				バイパス盤	面	○		操作制御装置	台	○	
				蓄電池収納盤	面	○		端子接続	1式	-	
				蓄電池	1式		○	端子接続	1式	-	
電灯設備				電力平準化用蓄電				配線器具	1式		○
電灯幹線				電力平準化用蓄電装置	台	○					
引込み計器箱	面	○		蓄電池収納盤	面	○					
				蓄電池	1式		○	出退表示			
電灯分岐				充電設備				出退表示盤	面	○	
LED照明器具	個	○		自家発電(原動機)				制御装置	台	○	
蛍光灯	個	○		発電装置	台	○		発信器	個	○	
HI灯	個	○		発電機盤	面	○		端子盤	面	○	
非常用照明	個	○		補機盤	面	○		端子接続	1式	-	
誘導灯	個	○		始動装置	面	○		配線器具	1式		○
分電盤	面	○		主燃料槽	基	○					
開閉器箱	個	○		燃料小出槽	個	○					
照明制御盤	面	○		乾燥砂	m	○					
照明制御装置(センサ)	個	○		給油ボックス	台	○		時刻表示			
配線器具	1式		○	消音器	台	○		親時計	台	○	
設備プレート	式		○	燃料ポンプ	台	○		アナログ子時計	個	○	
				給気ダクト	1式	-		デジタル子時計	個	○	
コンセン分岐				換気ダクト	1式	-		電波受信アンテナ	個	○	
OA盤	面	○		排気ダクト	1式	-		端子盤	面	○	
開閉器箱	個	○		燃料配管工	1式	-		端子接続	1式	-	
配線器具	1式		○	排気配管工	1式	-		配線器具	1式		○
二重床用配線器具	1式		○	機器間ケーブル工	1式	-					
				チェーンブロック	式	-					
動力設備				燃料電池発電				映像・音響設備			
動力幹線				燃料電池発電装置	台	○		A/V機器収納架	台	○	
引込み計器箱	面	○		太陽光発電				A/V機作車	台	○	
				太陽電池	1式	-		プロジェクタ	台	○	
動力分岐				架台	1式	-		スクリーン	台	○	
制御盤	面	○		パワーコンディショナ	台	○		電動昇降装置	台	○	
警報盤	面	○		表示装置	台	○		書画カメラ	台	○	
開閉器箱	個	○		データ収集装置	台	○		カラーモニタ	台	○	
電動機等接続	1式	-		接続箱	1式	-		配線接続盤	面	○	
配線器具	1式		○	変換器箱	1式	-		マイクロホン	個	○	
				計測機器	1式	-		集合形スピーカ	個	○	
				機器間ケーブル工	1式	-		天井形スピーカ	個	○	
								ワイヤレスアンテナ	個	○	
電気自動車用 電設備				風力発電				カットリレ盤	面	○	
電気自動車用 電装置	面	○		風力発電装置	基	○		端子盤	面	○	
配線器具	1式		○	制御装置	台	○		配線器具	1式		○
				支持構造物	基	○		端子接続	1式	-	
								機器間ケーブル工	1式	-	

数量公開項目一覧(電気設備工事)

名称	単位	数量公開項目		名称	単位	数量公開項目		名称	単位	数量公開項目									
		数量書 ¹	別紙明細 ²			数量書 ¹	別紙明細 ²			数量書 ¹	別紙明細 ²								
拡声設備																			
一般・非常業務放送架	台	○		防犯・入退室管理設備				構内配電線路											
リモコンマイク	個	○		防犯				電力引込み											
スピーカ	個	○		警報制御装置	台	○		高圧引込用負荷開閉器	台	○									
ラジオ用アンテナ	個	○		操作装置	台	○		開閉器箱	個	○									
アッテネータ	個	○		カードリーダー	台	○		マンホール	基	○									
端子盤	面	○		マグネットセンサ	個	○		ハンドホール	基	○									
端子接続	1式	—		赤外線センサ	個	○		電柱	本	○									
				パッシブセンサ	個	○		装柱材	1式	—									
				画像センサ	個	○		支線	1式	—									
				ガラスセンサ	個	○		メッセンジャワイヤ	1式	—									
				カード	枚	○		保護管	1式	—	○								
誘導支援設備																			
音声誘導				端子盤	面	○		地線埋設標識	1式	—									
制御装置	台	○		端子接続	1式	—		防水錆鉄管	1式	—	○								
検出装置	台	○																	
スピーカ	個	○		入退室管理															
端子盤	面	○		制御装置	台	○		外灯											
端子接続	1式	—		端末装置	台	○		LED照明器具	灯	○									
配線器具	1式	—	○	鍵管理装置	台	○		H1灯	灯	○									
				電気錠制御盤	面	○		ハンドホール	基	○									
				セキュリティゲート	台	○		配線器具	1式	—	○								
				ゲート制御装置	台	○		保護管	1式	—	○								
				記録装置	台	○		地線埋設標識	1式	—									
インターホン																			
テレビインターホン	台	○		バイオメトリック鑑査装置	台	○													
外部受付用インターホン	台	○		カードリーダー	台	○													
電源装置	個	○		カード	枚	○		構内通信線路											
端子盤	面	○		端子盤	面	○		通信引込み											
端子接続	1式	—		端子接続	1式	—		マンホール	基	○									
配線器具	1式	—	○					ハンドホール	基	○									
								電柱	本	○									
トイレ等呼出																			
呼出表示器	台	○		火災報知設備															
端子盤	面	○		自動火災報知				保安器	1式	—	○								
呼出表示灯	1式	—	○	受信機	面	○		装柱材	1式	—									
呼出・復帰ボタン	1式	—	○	副受信機	面	○		支線	1式	—									
端子接続	1式	—		総器盤	面	○		メッセンジャワイヤ	1式	—	○								
				熱感知器	個	○		保護管	1式	—	○								
				煙感知器	個	○		地線埋設標識	1式	—									
				炎感知器	個	○		防水錆鉄管	1式	—	○								
				複合式感知器	個	○													
				回路試験器	個	○		通信											
テレビ共同受信設備																			
テレビアンテナ	組	○		機器収容箱	個	○		屋外カメラ	台	○									
パラボラアンテナ	組	○		端子盤	面	○		屋外時計	台	○									
アンテナマスト	基	○		発信機	1式	—	○	屋外スピーカ	台	○									
増幅器	個	○		警報ベル	1式	—	○	ハンドホール	基	○									
混合(分波)器	個	○		表示灯	1式	—	○	取付ポール	本	○									
分岐器	個	○		移報器	1式	—	○	保護管	1式	—	○								
分配器	個	○		端子接続	1式	—		地線埋設標識	1式	—									
機器収容箱	個	○																	
直列ユニット	1式	—	○	自動閉鎖															
テレビ端子	1式	—	○	連動制御盤	面	○		テレビ電波障害防除設備											
				自動閉鎖装置	個	○		ヘッドエンド	台	○									
				煙感知器	個	○		テレビアンテナ	組	○									
				端子盤	面	○		アンテナマスト	基	○									
				電子プザー	1式	—	○	プレーカボックス	個	○									
				連動機器等接続	1式	—		電源供給器	個	○									
				端子接続	1式	—		電源挿入器	個	○									
								電柱	本	○									
								増幅器	個	○									
								保安器	個	○									
								混合(分波)器	個	○									
								分岐器	個	○									
								分配器	個	○									
								機器収容箱	個	○									
								マンホール	基	○									
								ハンドホール	基	○									
								装柱材	1式	—									
								支線	1式	—									
								メッセンジャワイヤ	1式	—									
								保護管	1式	—	○								
								地線埋設標識	1式	—									
								防水錆鉄管	1式	—	○								
								共通費											
								※共通費の積み上げについて(数量の明示されているもののみ公開とする。											
								警報盤											
								監視操作装置											
								グラフィックパネル											
								信号処理装置											
								電源装置											
								記録装置											
								伝送装置親局											
								伝送装置子局											
								ソフトウェア											
								機器間ケーブル工											

(別添-6)

数量公開項目一覧(機械設備工事)

- 1 入札時積算 量書 量公開項目
- 2 入札時積算 量書 紙明細の 量公開項目

量公開項目 例

- 入札時積算 量書又は入札時積算 量書 紙明細での 量公開項目
- 入札時積算 量書で「1式」として 量公開し、入札時積算 量書 紙明細はつけない

名 称	単位	量公開項目		名 称	単位	量公開項目		名 称	単位	量公開項目	
		数量書※1	別紙明細※2			数量書※1	別紙明細※2			数量書※1	別紙明細※2
<庁舎>				架台類	1式	○		手洗器	組	○	
空気調和設備-機器設備				形鋼振れ止め支持	1式	○		掃除流し	組	○	
(熱源機器)	基	○		防火区画貫通処理	1式	○		鏡	枚	○	
(ポンプ類)	台	○		スリーブ	1式	○		化粧棚	個	○	
(タンク類)	基	○		デッキプレート開口切断	1式	○		水石けん入れ	個	○	
オイルタンク	基	○		あと施工アンカー	1式	○		大便器ユニット	組	○	
オイルタンク付属品	1式	○		配管分岐・閉塞	1式	○		小便器ユニット	組	○	
(ハッター類)	基	○		はり補修	1式	○		洗面器ユニット	組	○	
ユニット形空気調和機	台	○						壁掛形汚物流しユニット	組	○	
ファンコイルユニット	台	○		空気調和設備-総合調整				浴室ユニット	組	○	
パッケージ形空気調和機	台	○		総合調整費	1式	○					
マルチパッケージ形空気調和機	台	○		換気設備-機器設備				給水設備			
マルチパッケージ形空気調和機付属品	1式	○		遠心送風機	台	○		受水タンク	基	○	
パネル形エアフィルター	台	○		消音ボックス付送風機	台	○		高置タンク	基	○	
パネル形エアフィルター予備品	1式	○		全熱交換ユニット	台	○		揚水ポンプ	台	○	
電気集じん器	台	○		全熱交換ユニット予備品	1式	○		給水管	m	○	
煙道	1式	○		床力扇	台	○		仕切弁	個	○	
ばい煙濃度計	組	○		パネル形エアフィルター	台	○		バタフライ弁	個	○	
油面制御装置	組	○		自動巻取形エアフィルター	台	○		逆止弁	個	○	
遠隔油量指示計	組	○		電気集じん器	台	○		水栓	個	○	
電気配管配線	1式	○		煙道	1式	○		定水位調整弁	組	○	
保温	1式	○		はい煙濃度計	組	○		ボールタップ	個	○	
塗装	1式	○		油面制御装置	組	○		電極棒	組	○	
文字標識等	1式	○		遠隔油量指示計	組	○		量水器	個	○	
搬入・据付費	1式	○		電気配管配線	1式	○		弁装置	組	○	
機器用基礎	1式	○		保温	1式	○		フレキシブルジョイント	個	○	
架台類	1式	○		塗装	1式	○		防振継手	個	○	
取外し再取付	1式	○		文字標識等	1式	○		保温	1式	○	
機器固定用アンカー	1式	○		搬入・据付費	1式	○		塗装	1式	○	
直接仮設	1式	○		機器用基礎	1式	○		搬入・据付費	1式	○	
				架台類	1式	○		機器用基礎	1式	○	
空気調和設備-ダクト設備				形鋼振れ止め支持	1式	○		架台類	1式	○	
長方形ダクト	m	○		スリーブ	1式	○		デッキプレート開口切断	1式	○	
スパイラルダクト	m	○		あと施工アンカー	1式	○					
鋼板製ダクト	m	○									
シーリングディフューザー	個	○		換気設備-ダクト設備				給水設備-仮設工事			
線状吹出口	個	○		長方形ダクト	m	○		小型給水ポンプユニット	台	○	
吸込口	個	○		スパイラルダクト	m	○		給水管	m	○	
定風量ユニット	台	○		鋼板製ダクト	m	○		仕切弁	個	○	
変風量ユニット	台	○		シーリングディフューザー	個	○		保温	1式	○	
風量調節ダンパー	個	○		線状吹出口	個	○		塗装	1式	○	
防火ダンパー	個	○		吸込口	個	○		搬入・据付費	1式	○	
防火防煙ダンパー	個	○		チャンバー類	台	○		機器用基礎	1式	○	
ヒストンダンパー	個	○		制気口ボックス類	1式	○		架台類	1式	○	
逆流防止ダンパー	個	○		保温	1式	○		形鋼振れ止め支持	1式	○	
ペントキャップ	個	○		塗装	1式	○		スリーブ	1式	○	
温度計	個	○		防火区画貫通処理	1式	○		デッキプレート開口切断	1式	○	
風量測定口	個	○		スリーブ	1式	○		あと施工アンカー	1式	○	
たわみ継手	1式	○		あと施工アンカー	1式	○					
消音エルボ	1式	○						排水設備			
チャンバー類	1式	○		換気設備-総合調整				汚物用水中ポンプ	台	○	
制気口ボックス類	1式	○		総合調整費	1式	○		汚水用水中ポンプ	台	○	
保温	1式	○		排煙設備-機器設備				雑排水水中ポンプ	台	○	
塗装	1式	○		排煙機	台	○		クリス阻集器	個	○	
防火区画貫通処理	1式	○		搬入・据付費	1式	○		オイル阻集器	個	○	
スリーブ	1式	○		機器用基礎	1式	○		汚水管	m	○	
あと施工アンカー	1式	○		排煙設備-ダクト設備				雑排水管	m	○	
ダクト分岐・閉塞	1式	○		長方形ダクト	m	○		通気管	m	○	
清掃・洗浄等	1式	○		円形ダクト	m	○		仕切弁	個	○	
				鋼板製ダクト	m	○		逆止弁	個	○	
空気調和設備-配管設備				排煙口	個	○		満水試験継手	個	○	
冷温水管	m	○		給気口	個	○		床上掃除口	個	○	
冷却水管	m	○		防火ダンパー	個	○		排水金物	個	○	
蒸気管	m	○		チャンバー類	台	○		通気金具	個	○	
油管	m	○		保温	1式	○		保温	1式	○	
補給水管	m	○		塗装	1式	○		搬入・据付費	1式	○	
ドレン管	m	○		架台類	1式	○		架台類	1式	○	
仕切弁	個	○		防火区画貫通処理	1式	○		形鋼振れ止め支持	1式	○	
バタフライ弁	個	○		スリーブ	1式	○		スリーブ	1式	○	
逆止弁	個	○		あと施工アンカー	1式	○		デッキプレート開口切断	1式	○	
Y形ストレーナー	個	○						あと施工アンカー	1式	○	
トラップ装置	組	○		排煙設備-総合調整							
弁装置	組	○		総合調整費	1式	○		給湯設備			
伸縮管継手	個	○		自動制御設備				給湯ボイラー	基	○	
防振継手	個	○		自動制御機器	1式	○		温水循環ポンプ	基	○	
温度計	個	○		中央監視制御装置	1式	○		貯湯タンク	基	○	
圧力計	組	○		自動制御盤	1式	○		給湯用膨脹・補給水タンク	基	○	
瞬間流量計	個	○		計装工事	1式	○		貯湯式電気温水器	台	○	
空調用トラップ	個	○		エンジニアリング費	1式	○		煙道	1式	○	
間接排水口	個	○		調整費	1式	○		給湯管	m	○	
冷媒管	1式	○		諸経費	1式	○		仕切弁	個	○	
合成樹脂製支持受	1式	○		衛生器具設備				逆止弁	個	○	
保温	1式	○		大便器	組	○		水栓	個	○	
塗装	1式	○		小便器	組	○		伸縮管継手	個	○	
				洗面器	組	○		フレキシブルジョイント	個	○	
								防振継手	個	○	
								保温	1式	○	
								塗装	1式	○	

【入札時積算数量書等】

起工年度:令和〇年度
工事名称:〇〇工事

長崎県土木部営繕課

1. 入札時積算数量書等とは

当初入札時における積算数量が記載された予定書価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施した入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙明細である。

2. 入札時積算数量書別紙明細とは

入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面である。

また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す明細書を含む。

なお、入札時積算数量書別紙明細は、参考資料として添付する。

3. 入札時積算数量書等の数量について

数量については、「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」に基づき算出している。

4. 入札時積算数量書等に対する質問について

(1) 入札時積算数量書等に対して質問がある場合は、入札説明書の「入札説明書に対する質問」に従い入札説明書に対する質問書(別紙①)を提出すること。

なお、数量そのものの差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料も併せて提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、入札説明書の「入札説明書に対する質問」に従い回答する。

5. 刊行物掲載単価について

刊行物掲載単価を採用した場合に、備考欄に示す刊行物の略称は以下のとおり。

建築施工単価 →「施」、建築コスト情報 →「コ」、建設物価 →「物」、積算資料 →「資」

単価採用期: 令和〇年〇月〇日

入札時積算数量書等枚数 〇枚